

次の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年5月10日

静岡県知事職務代理者

静岡県副知事 森 貴 志

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託

(2) 業務目的

担い手不足が深刻化する過疎地域において、市町の過疎対策における技術活用を支援するため、地域防災・安全対策の分野でドローンを活用できる人材を育成する。

(3) 業務内容

上記目的を達成するため、県内過疎地域において、消防団員をはじめ地域の防災・安全対策に携わる人材を対象とし、ドローンを活用するための人材育成事業を実施する。

(4) 委託価格の限度額

6,000千円（税込み）

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

3 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人又は複数の法人からなる連合体（以下「コンソーシアム」という。）。

- (1) 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者の基準を超える規模の法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

(7) コンソーシアムの場合は、構成員のすべてが上記(2)から(6)の項目を満たしていること。

4 選定基準

提出された書類により、審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館6階

静岡県経営管理部地域振興課

電話番号 054-221-2056 FAX番号 054-271-5494

E-mail chiiki-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 交付期間

令和6年5月10日（金）から令和6年5月20日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで、ただし、最終日は午前9時から午前12時まで。

イ 交付場所

上記(1)に同じ

(3) 提出書類等

ア 提出書類 参加表明書、誓約書、企画提案書の提出書、企画提案書、業務実績表、見積書

イ 提出期限

令和6年5月20日（月）午後1時

ウ 提出方法 上記(1)のE-mailに電子データで提出

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 本契約は、当該業務に係る令和6年度過疎地域持続的発展支援交付金の交付決定を条件とする。